

ねんきん ワンポイント

保健福祉課戸籍年金係
☎52 2144

年末調整や確定申告には
社会保険料控除証明書を！

国民年金保険料は、納付した金額が所得税・町民税などの社会保険料控除の対象となります。国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合は、今年1年間に納付（納付見込みを含む）した国民年金保険料を証明する書類の添付などが必要です。このため、生命保険会社などが発行する控除証明書と同様に、一年間に納付した国民年金保険料の額を証明する「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」（ハガキ）が、社会保険庁から毎年11月初旬に送付されます。

証明内容は、
本年1月から10月2日までに納付された国民年金保険料額
年内に納付が見込まれる場合の納付見込額となります。

納付忘れなどがある場合も、年内に納付すれば、今年分の控除として申告することができます。

年の途中から国民年金に加入した場合など、10月3日以降に本年初めて保険料を納付する方については、翌年2月初旬に同様の証明書が送付されますので、結果として、平成18年中に国民年金の保険料を納付した方全員にこの証明書が送付されます。

年末調整または確定申告の手続きの際は必ずこの証明書や領収書を添付してください。

Q & A

Q：子供の国民年金保険料を納めています。私の控除対象になりますか。

A：国民年金保険料は、被保険者だけでなく、その世帯の世帯主および配偶者も連帯して

納付する義務があります。世帯主または配偶者としてご家族の国民年金保険料を納付した場合は、その納付額の全額が納付した方の所得税などの控除対象となります。

また、住所が別になっているお子様などの場合につきましても、生計が同一であれば、該当となります。（ただし、この場合におきましても納付した領収書が必要です。）

これらのような場合は、年末調整などの手続きの際にご自身の社会保険料の額と合算して申告してください。このとき、ご家族分の証明書も申告する方の申告書に添付する必要があります。

万が一、紛失された場合も再交付されます。

ご不明の点は、社会保険庁から送付される「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」に記載されているお問い合わせ先までどうぞ。

社会保険庁ホームページ

<http://www.sia.go.jp/>

わたしのまち

(平成18年9月末日現在)

人口 2,972人 (6)
男 1,525人 (0)
女 1,447人 (6)
世帯数 1,459戸 (0)
()内は前月比

お誕生おめでとう

住所	氏名	生まれた日
幾寅 柴谷	蓮 <small>れん</small>	平成18年9月10日
幾寅 蓬田	蒼空 <small>そうら</small>	平成18年9月22日

お悔やみ申し上げます

住所	氏名	亡くなった日	年齢
幾寅 而村	ツマ	平成18年9月5日	87
幾寅 橋	昇	平成18年9月26日	81

地域の福祉、
みんなで参加

赤い羽根
共同募金

10月1日 ▶ 12月31日